

**社員（代議員）に係る定款および定款施行細則規定**  
**（定款および定款施行細則からの抜粋）**

**（法人の構成員）**

定款第 5 条

2. この法人の社員は、概ね正会員 100 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の扱いについては理事会で定める）。
3. 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
5. 第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。ただし、就任時に 65 歳以上である正会員は被選挙権を持たない。
6. 第 3 項の代議員選挙は、4 年に 1 度、7 月から 11 月の間に実施することとし、代議員の任期は、選挙実施年度の翌年度 4 月 1 日から、4 年後の 3 月 31 日又は就任後の毎年 4 月 1 日現在に 65 歳に達する場合にはその年の 3 月 31 日のうちどちらか早い方までとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。
7. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
9. 第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選挙後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。

**（中央選挙管理委員会の設置）**

定款施行細則第 37 条

1. 理事会は、中央選挙管理委員会を設置することができる。
2. 中央選挙管理委員は、理事会において定める。
3. 委員長は、選挙実施年度の監事とする。
4. 中央選挙管理委員会は、各支部の代議員選挙を統括し、各支部における選挙結果を理事会に報告する。

**（支部選挙管理委員会の設置）**

#### 定款施行細則第 38 条

1. 各支部は、支部選挙管理委員会を設置することができる。
2. 支部選挙管理委員は、各支部において定める。
3. 委員長は、選挙実施年度の支部監事とする。
4. 支部選挙管理委員会は、支部における代議員選挙を実施し、結果を中央選挙管理委員会に報告する。

#### (社員の区分と専門分野等)

#### 定款施行細則第 39 条

1. 社員は、支部ごとの正会員の選挙によって、正会員から選出する。
2. 支部毎の社員の定数は、選挙年の前年度の基準日（3月31日）における各支部の正会員総数の比例按分した数（以下、「比例按分した数」という。）とし、理事会で定める。
3. 各支部における社員のうち、外科系を専門とする社員の割合は、比例按分した数の 10 パーセント以上でなければならない。
4. 各支部における社員のうち、内科系あるいは外科系以外を専門とする社員の割合は、比例按分した数の 5 パーセント以上とすることが望ましい。
5. 各支部における社員のうち、女性の割合は各支部における正会員数に対する女性会員の割合以上でなければならない。ただし、その割合が 1 名に満たない場合は選出しなくともよい。

#### (社員の任期)

#### 定款施行細則第 40 条

社員の任期は、定款第 5 条第 6 項による。ただし次条の定年に該当する社員はこの限りでない。

#### (社員の定年)

#### 定款施行細則第 41 条

社員の定年は 65 歳とし、4 月 1 日現在に当該年齢に達する場合に、その年の 3 月 31 日をもって退任とする。

#### (社員の欠員補充)

#### 定款施行細則第 42 条

次の各号の理由により社員に欠員が生じる場合は、補充を行う。

- (1) 前条の定年による退任
- (2) 定款第 9 条又は第 10 条による正会員資格喪失

#### (社員欠員補充人員の選出)

#### 定款施行細則第 43 条

社員の欠員補充人員は、欠員が生じた地区における直近の代議員選挙での次点者とする。

### (地区の移動)

#### 定款施行細則第 44 条

1. 社員がその任期中に選出された地区とは別の地区へ移動した場合、その後は移動先の地区に属するものとする。
2. 選出された地区とは別の地区へ移動した社員が理事である場合、移動前の地区に属するものとする。

### (移動に伴う補充等)

#### 定款施行細則第 45 条

1. 社員の地区移動により、当該地区の社員総数が選挙時の定数から減少した場合であっても、当該減少地区における社員の補充は行わない。
2. 社員の地区移動により、当該地区の社員総数が選挙時の定数から増加した場合、当該地区は次の選挙までその増加した定数によって社員の補充を行う。

～定款施行細則第 42 条補足～

### (除名)

#### 定款第 9 条

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

### (会員資格の喪失)

#### 定款第 10 条

前 2 条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。
  - (2) 総社員が同意したとき。
  - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
2. 正会員である代議員が正会員資格を喪失したときは、代議員資格も喪失する。